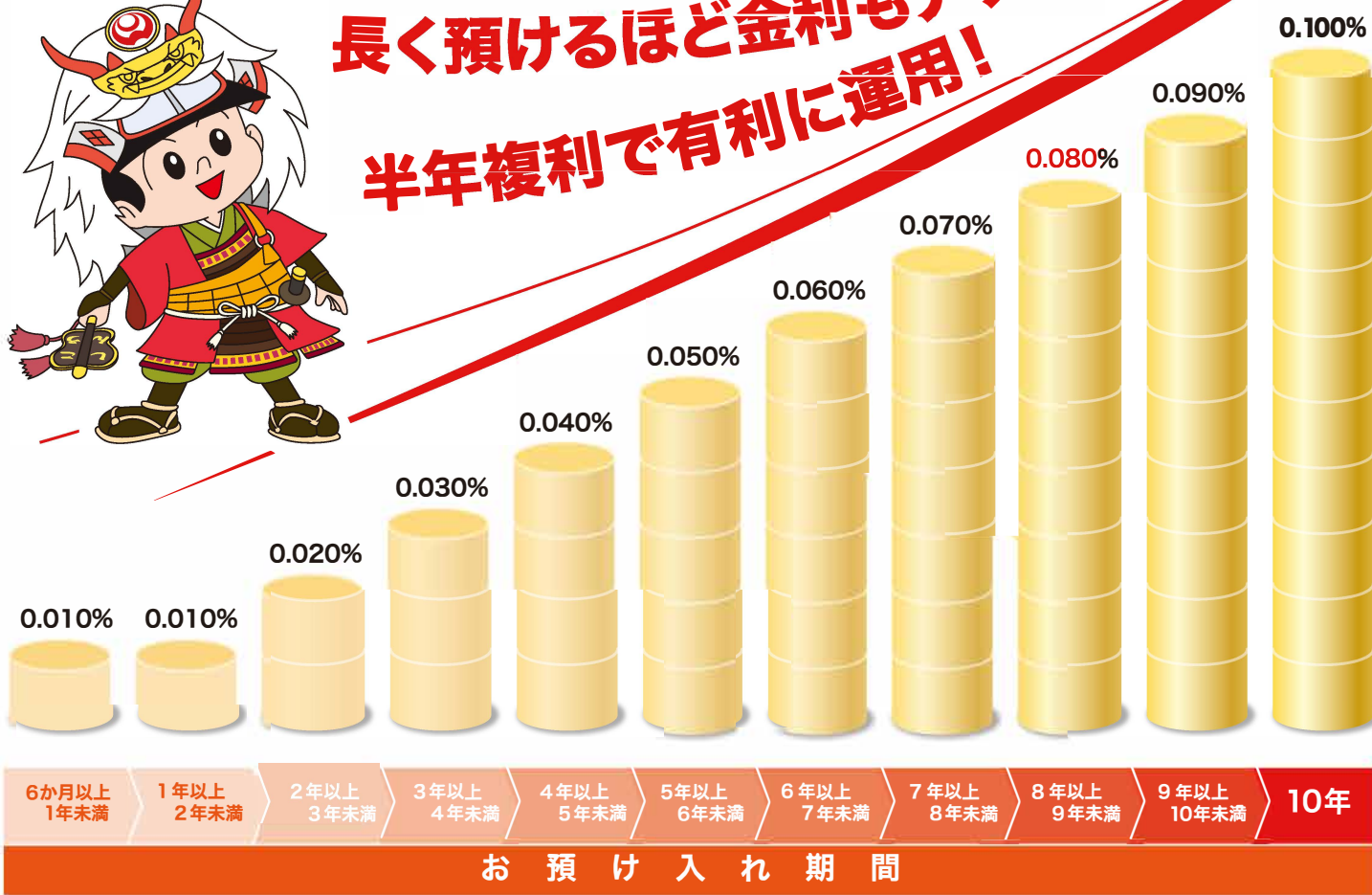


新型複利定期預金 プレミアム金利キャンペーン

令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)



長く預けるほど金利もアップ!
半年複利で有利に運用!



・上記の金利は税引前であり、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。

(ただし、マル優ご利用の場合を除きます。)

・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用いたします。上記のプレミアム金利は適用いたしません。

・据置期間中に解約される場合は、お預け入れ日 (自動継続扱いの場合は継続日) から解約日の前日までの数日について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。

いざという
時も安心!

据置期間(6か月)経過後は、全部または一部払戻しができます。
一部払戻しは1万円以上1円単位で何回でも払戻しできますのでとても便利です。

あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん** 甲府信用金庫

新型複利定期預金 商品概要

ご利用できるお客さま	個人のお客さま	
お預け入れ期間	最長10年(据置期間6か月) お預け入れ時のお申し出により自動継続(元金成長型、利息受取型)をご利用いただけます。	
お預け入れ金額	1万円以上(1円単位)	
払戻しの方法	<ul style="list-style-type: none"> ・最長預入期限以降に一括して払戻しいたします。 ・据置期間経過後は、この預金の全部または一部について払戻しすることができます。 ・一部払戻しは、1万円以上1円単位で何回でも払戻しができます。 <p>ただし、一部払戻し可能額は、一部払戻し後の残高が1万円を下回らない金額までとします。</p>	
お利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①のお預け入れ金額に応じた表面記載の利率(自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示の利率)を下記②のお預け入れ期間の区分に従い約定利率として最長預入期限まで適用いたします。 ・一部払戻し後の利率は、一部払戻しをした日以後、一部払戻し後の残高について、下記①のお預け入れ金額および下記②のお預け入れ期間に応じた表面記載の利率(自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示の利率)を約定利率として適用いたします。 ・据置期間経過後に全部または一部について払戻しを行った時は、払戻しを行った元金部分については、お預け入れ日から払戻し日の前日までの下記お預け入れ期間に応じた利率が適用されます。なお、一部払戻しによって約定利率が変更になった場合は、約定利率が変更した前後により分かち計算をいたします。 <p>①お預け入れ金額 ア. 300万円未満、イ. 300万円以上1,000万円未満、ウ. 1,000万円以上</p> <p>②お預け入れ期間 ア. 6か月以上1年未満、イ. 1年以上1年未満、ウ. 2年以上3年未満、エ. 3年以上4年未満、オ. 4年以上5年未満、カ. 5年以上6年未満、キ. 6年以上7年未満、ク. 7年以上8年未満、ケ. 8年以上9年未満、コ. 9年以上10年未満、サ. 10年</p>
	利払方法	お預け入れ時のお申し出により最長預入期限以後(自動継続扱いの場合は最長預入期限)に一括してお支払いまたは元金組入れいたします。なお、最長預入期限前に全部または一部払戻しをする時のお利息は、払戻し時にお支払いいたします。
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6か月ごとの複利計算といたします。
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものを総合口座の担保とすることができます(未成年の方はご利用いただけません)。 ・貸越利率は担保定期預金のお預け入れ日(自動継続をした場合は継続日)におけるお預け入れ金額に応じた最長預入期限10年の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・マル優をご利用いただけます。 	
中途解約時のお取扱い	お預け入れ日(自動継続扱いの場合は継続日)の6か月後の応当日の前日まで(据置期間中)に解約される場合は、お預け入れ日(自動継続扱いの場合は継続日)から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。	
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください。	
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務人事部内お客さま意見・要望窓口(9時～17時、電話0120-115-240)にお申し出ください。	
紛争解決措置	<p>山梨県弁護士会民事紛争処理センター(電話:055-235-7202)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務人事部内お客さま意見・要望窓口、全国しんぎん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんぎん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最長預入期限以後のお利息は、最長預入期限から払戻日の前日または最長預入期限から書替日の前日までの日数について、払戻日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 	

詳しい内容につきましては、当金庫の本支店またはお客様相談窓口(営業統括部)0120-512-038までお問い合わせください。

(令和3年11月1日現在)